

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◇養子縁組の利用

Q：私たち夫婦には子供がありません。何かと面倒を見てくれる姪に財産を残したいのですが、どのような方法がありますか。

A：養子縁組を検討してみてください。

【解説】

法定相続人でなくても遺言や死因贈与により財産を承継させることもできます。しかし、一親等の血族（代襲相続人を含みます）や配偶者以外は税額が2割増となるため、税負担が増加してしまいますので、養子縁組を利用するのも一つの方法です。

また、次のような場合には、養子縁組の利用が考えられます。

- (1)家を継ぐ者がいないため、承継者がほしい場合
- (2)自分の面倒を見てくれる子供の配偶者等に、財産を相続させたい場合
- (3)子供が後を継がないので、孫に財産を継がせたい場合
- (4)子供がなく、甥や姪等の親族に財産を相続させたい場合

養子縁組は、養親になろうとする者と養子になろうとする者との間における養親子関係の発生を意図する合意であり、届出によって成立します。

養子になった者は、民法上の養子縁組の日から養親の嫡出子としての身分を取得し、実子と全く差がない養親の相続権をもつこととなります。また、養親の相続権をもつといっても、実親の相続権がなくなるわけではありません。

